

魚津市告示第153号

魚津市地域情報通信基盤整備推進事業補助金交付要綱の一部改正について

魚津市地域情報通信基盤整備推進事業補助金交付要綱（平成21年魚津市告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月2日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第 1 条 - 第19条 （略） 附 則 （施行期日） 1 <u>この告示は、公表の日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。</u> （この告示の失効） 2 <u>この告示は、令和 7 年 7 月31日限り、その効力を失う。ただし、補助事業者に係る第15条及び第17条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。</u>	第 1 条 - 第19条 （略） 附 則 <u>この告示は、公表の日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。</u>

附 則

この告示は、公表の日から施行する。